

整理番号	19-11	事務事業名	(高齢サービス事業) 在宅生活援助事業		作成部署	保健福祉部 福祉課	電話	内線805
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村 弘志	課長職名	小西 洋一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H12	根拠法令等	北広島市在宅生活援助事業実施要綱					
" 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	平成11年度までホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けていた方で平成12年度から介護保険のサービスが受けられなくなった方、介護保険の要介護認定で非該当と認定された方で、心身の状況によりサービスが必要な方が生じた場合のサービスとして開始した。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第 1 章)
	節	高齢者福祉	(第 5 節)
	施策	在宅福祉サービスの拡充	(第 1 施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	介護保険の要介護認定で非該当と認定された方のうち、在宅生活において援助が必要な高齢者	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、家族の負担軽減のため、ホームヘルプサービス、デイサービスなどのサービスを提供する。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	介護保険が適用になるまでの心身機能の低下はないが、心身の状況により援助が必要な方に下記のサービスを提供 自立援助ホームヘルプサービス ホームヘルパーを派遣して日常生活を支援 自立援助デイサービス デイサービスセンターに通所し、レクや食事、入浴を提供 生活援助ショートステイ 一時的に介護ができないときなどに福祉施設へ短期入所 自立援助住宅改修助成 介護に必要な住宅改修のための費用の助成
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	156	260	403	403
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	453	518	1,086	1,086
	合計	609	778	1,489	1,489
人件費(概算)	人数(年間)	0.05	0.05	0.05	0.05
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	450	450	450	450
総事業費 +		1,059	1,228	1,939	1,939

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	ホームヘルプサービス利用者	1人	1人	2人	2人
	デイサービス利用者	4人	3人	3人	3人
	ショートステイ利用者	1人	2人	1人	1人
	住宅改修助成利用者	1人	0人	1人	1人
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	ホームヘルプサービス延べ回数	39回	51回	104回	104回
	デイサービス延べ回数	99回	110回	156回	156回
	ショートステイ延べ日数	5日	13日	7日	7日
	住宅改修助成利用件数	1件	0件	2件	2件
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	利用者1人あたりコスト	151,286円	204,666円	277,000円	277,000円

整理番号 19-11

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等
 高齢化が進展していくなかで、介護保険制度の安定的な運営のためにも、在宅での自立した生活を継続していくための施策はますます重要な役割を果たすことになる。他の市町村においても、ほとんどで行われているサービスである。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	高齢者が在宅で自立生活を継続していくための支援は行政が関与すべきであり、在宅での自立生活には必要な事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	北広島市高齢者保健福祉計画の策定段階で市民への調査を実施してニーズを把握し、市民や保健福祉・医療関係者が参加した「計画策定懇談会」で議論のうえ、計画に掲げている。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイは、委託により実施しており、他の手段も考えにくい。住宅改修助成は、助成金の支出のため委託等の方法によることができない。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	介護保険サービスと同様に、利用者が1割を負担している。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	在宅介護支援センターの判定により、必要なサービス提供が行われており、成果は十分に上がっている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	住宅改修助成以外は委託で実施しており、コスト削減は考えにくい。住宅改修助成は助成金の執行でありコスト削減は考えにくい。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	介護保険の要介護認定で非該当と認定された方のなかにも、サービスの必要なケースは存在しており、在宅生活の助長、心身機能の維持向上を図るため、事業を継続していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり